

大船渡・末崎地区学校統合推進協議会設置要綱の一部改正

大船渡・末崎地区学校統合推進協議会設置要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議)</p> <p>第6 推進協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要に応じて関係者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>第9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6 推進協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。<u>ただし、会長が求めたときは、教育委員会事務局学校統合推進室の職員をもって会議の議長とすることができる。</u></p> <p>2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要に応じて関係者に出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>第9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項<u>及び解釈に疑義が生じたときは、推進協議会の会議において協議する。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この要綱は、令和2年〇月〇日から施行する。